

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第59号)

令和元年6月28日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、「要望等記録兼報告書の要望者欄における大津市職員以外の者の肩書きの一部として記載された団体名のうち要望者欄の左から4番目に記載された者の上から2番目に記載された団体名・役職を除くもの及び要望者欄の左から3番目に記載された者の住所、電話番号並びに要望等の内容・要望者に対する回答内容欄における要望者の異動希望先」、「横書きの名刺の団体名、住所、電話番号、FAX 番号、URL、メールアドレス及び縦書きの名刺の団体名のうち、右に記載された団体名」、「相談書のうち氏名、所属、役職、続柄、出身地、警察署の管轄、告訴の日付並びに別表のとおり、相談のうち心情が表出している部分及び心情と密接に関連する相談を除く部分」については、公開することが妥当であると判断する。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成25年12月18日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「1 大津市職員Aが平成24年8月以降、職員課に対して行った大津市職員からの強制わいせつ申出に関するA及び対象者すべての事情聴取記録、経過記録等関連資料一式」(以下「公文書①」という。),「2 平成25年3月22日午後、大津市職員A及び同じく大津市職員の父が勤務時間中に反社会的勢力と共謀し職員課及び〇〇を恫喝、威嚇、強要した事件の記録等関連資料一式」(以下「公文書②」という。),「3 平成25年3月上旬に上記1の件に関して市長、議会等に配布された、いわゆる怪文書」(以下「公文書③」という。)と記載して、同文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成26年1月6日、実施機関は、公文書①及び公文書②については、「当該公文書の存否を答えること自体が、大津市情報公開条例第7条第1号の規定により非公開とすべき情報を公開することになるため、存否については答えることができないため。大津市情報公開条例第10条適用」とし、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否するとした。公文書③については、「保有していないため存在しない。」とし、これを公開しないとす非公開の決定を行った。

3 異議申立て

平成26年2月18日、審査請求人は、上記の処分を不服として、行政不服審査法第6条(平成26年法律第68号による改正前のもの)の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

4 審査会の答申

平成26年11月19日、当審査会は、実施機関の判断が妥当であると答申(答申第23号)した。

5 実施機関の決定

平成26年12月4日、実施機関は、当該異議申立てには理由がないものとして、行政不服審査法(平成26年法律第68号による改正前のもの)第47条第2項の規定に基づき、当該異議申立を

棄却した。

6 大津地方裁判所 平成27年(行ウ)第〇〇号 公文書非公開決定処分取消請求事件

審査請求人は、大津地方裁判所に、公文書②の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した実施機関の決定は違法であるとして処分取消しの訴えを提起した。平成28年〇〇月〇〇日、大津地方裁判所は、公文書②は公文書①のセクハラと関連づけて理解すべきであるとはいえないから、公文書②について存在しているか否かを答えるだけで、セクハラ被害それ自体やセクハラ被害申告というプライバシーに関する事実を公開することにはならないとして、公文書②の非公開決定を取り消すとの判決をした。

7 大阪高等裁判所 平成28年(行コ)第〇〇号 公文書非公開決定処分取消請求控訴事件

実施機関は、前記6の判決を不服として控訴を提起した。平成28年〇〇月〇〇日、大阪高等裁判所は、公文書②の存否を回答することによって、公文書②に関する非公開情報を公開することにはならないため、公文書②に係る決定は条例第10条に違反するものとして違法であり、取り消されるべきであるとした。前記6の判決は結論において相当であるから、当該控訴には理由がないとして、当該控訴を棄却した。

8 最高裁判所第二小法廷 平成28年(行ツ)第〇〇号、平成28年(行ヒ)第〇〇号 公文書非公開決定処分取消請求上告事件

実施機関は、前記7の判決を不服として上告提起及び上告受理申立てをした。平成29年〇〇月〇〇日、最高裁判所第二小法廷は、上告について、民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場所に限られるところ、当該上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しないとして、上告を棄却した。また、上告受理申立てについて、申立ての理由によれば、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告審を受理しなかった。

9 実施機関の決定

平成29年5月9日、実施機関は、公文書②について非公開決定を取り消し、公文書②に対応する公文書として「要望等記録兼報告書、名刺、相談書」を特定の上、公文書②を、氏名、住所、電話番号、所属、役職、異動先、名刺、相談書を除いて公開するとの決定を行った。

10 実施機関の決定取消し及び決定

平成29年6月23日、実施機関は、前記9の処分を取り消し、改めて、公文書②に対応する公文書として「要望等記録兼報告書、名刺、相談書」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、氏名、住所、電話番号、所属、役職、異動先、名刺、相談書を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のとおり付記して審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当する。

個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため。なお、相談書については、公開することにより、個人を識別することができ、また、個人の人格権が侵害される可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

11 審査請求

平成29年9月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

12 大津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

平成29年10月5日、実施機関は、当審査会への諮問を行った。

13 実施機関への事情聴取

平成30年2月19日、当審査会は、実施機関への事情聴取を行った。

14 審査請求人の意見陳述

平成30年2月19日、審査請求人は、当審査会に対して意見陳述を行った。

15 実施機関への事情聴取

平成30年5月24日、当審査会は、実施機関への事情聴取を再度行った。

16 実施機関からの資料提出

審査請求人が存在すると主張しているが、実施機関は存在していないと主張する文書について、審査請求人が大津市を被告とする国家賠償請求事件(大津地裁平成30年(ワ)第〇〇号)において裁判所に書証として提出したことを当審査会が職権で探知した。平成30年6月5日、当審査会は、実施機関に対して上記国家賠償請求訴訟に関する訴訟資料の提出依頼をしたところ、実施機関から資料の提出があった。

17 実施機関からの資料提出

平成30年6月26日、当審査会が、実施機関に上記国家賠償請求訴訟に関してその後追加となった訴訟資料の提出依頼をしたところ、実施機関から資料の提出があった。

18 実施機関への照会及び実施機関からの回答(第1回目)

平成30年7月27日、当審査会は、実施機関に対して文書の取扱いについて調査票による照会(以下「第1回照会」という。)を行ったところ、平成30年8月10日、実施機関から回答があった。

19 審査請求人への照会及び審査請求人からの回答

平成30年9月14日、当審査会が、審査請求人に文書の認識について調査票による照会を行ったところ、平成30年9月17日、審査請求人から回答があった。

20 実施機関への照会及び実施機関からの回答(第2回目)

平成31年1月8日、当審査会が、実施機関に文書の取扱いについて調査票による照会(以下「第2回照会」という。)を行ったところ、平成31年2月7日、実施機関から回答があった。

第3 審査請求の趣旨

大津市長が平成29年6月23日付けで行った公文書部分公開決定を取り消し、公文書②を公開するとの決定を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容並びに意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- 1 対象公文書は要望等記録兼報告書、名刺、相談書であるとの決定だが、他にも多数存在す

る。現時点で存在が明らかになっているものは、以下の5点である。

ア平成25年3月22日午後、大津市職員2名及び反社会的勢力の者らが大津市に対して不当要求を行った際のやり取りを録音した記録媒体（以下「文書ア」という。）

イ上記アの録音反訳（いわゆるテープ起こし）（以下「文書イ」という。）

ウ上記アの事件に至る経過書（時系列的に記載したもので、当日の不当要求までの経過を含む）（以下「文書ウ」という。）

エ上記ウとは別に作成された詳細報告書（以下「文書エ」という。）

オ上記アの事件の際に大津市職員2名あるいは反社会的勢力の者らが持参した要求等を記載した書面（以下「文書オ」という。）

上記の文書等が存在することについては、審査請求人が職員課職員（現在も人事課に在課）から文書を作成、保存している旨の説明を受けた。

審査請求人は、実施機関が存在しないと明言した公文書の写しを所持しており、職員課で作成、保管され、市長に報告されていたことがわかる。市長及び人事課が審査会に対して故意に虚偽の弁明をした。実施機関は過去にも虚偽回答をしており、当時、審査会に対して公文書③は存在しないと弁明したが、実際は存在しており、審査請求人が裁判所に証拠として提出した。

2 名刺は、入手した経緯を説明した報告書に添付される形で保存されていると思われるが、報告書を公開した上で、個人情報に黒塗りして部分公開とすれば足りる。仮に名刺のみが保管されていても、名刺の個人情報のみを黒塗りした部分公開で足りる。

3 相談書は、個人特定につながる部分を黒塗りして部分公開すれば足りる。弁明書には、相談書の文書自体を非公開とした根拠が示されていない。弁明書に記載の理由は、部分公開の理由にはなっても文書自体を非公開とする理由にはならない。

4 要望等記録兼報告書について、答申第16号が指摘するとおり、一般人を基準として個人識別性の判断をすべきであるため、所属及び役職は個人識別性を有しない。したがって、所属及び役職は公開すべきである。本件は前代未聞の不祥事に関する公文書であるところ、不当要求を行った職員が幹部であるか否かの情報は重要である。

異動希望先について、要望者の異動希望先は、職員録との照合によっても個人識別をすることは困難であるから公開すべきであると説示した答申第24号を受けて、大津市長は異動希望先を公開した。ところが、本件処分では、再び非公開とされている。一度公開した異動希望先を、なぜ今回は非公開としたのか。

5 犯罪行為を行ったとの嫌疑があれば、その限度で個人情報を秘匿する権利は制約を受ける。また、一般市民と市職員では個人情報を秘匿する権利の保障の程度に差が生じ得る。市職員による犯罪行為に関する公文書の場合、個人名を非公開とすることはあっても、文書自体の存否応答拒否や、事件の内容がわからなくなるほど非公開部分が多くなるような部分公開は想定し得ない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容、事情聴取、第1回照会及び第2回照会によると、概

ね次のとおりである。

- 1 対象公文書は、要望等記録兼報告書、名刺、相談書であり、審査請求人が主張するその他の文書は存在しない。審査請求人の主張要旨1に記載の文書ア～オの文書については以下のとおりである。

文書ア 弁明書及び事情聴取においては存在しないとしていたが、当審査会からの照会に対して、作成したがその後消去したため存在しないとの回答があった。

文書イ 弁明書においては存在しないとし、事情聴取においてはメモに基づいて作成したとしていたが、当審査会からの照会に対しては、文書アに基づいて作成したがその後廃棄したため存在しないとの回答があった。

文書ウ 作成していないため存在しない。

文書エ 弁明書においては存在しないとし、事情聴取においてはメモに基づいて作成したとしていたが、当審査会からの照会に対しては、作成したが、その後廃棄したため存在しないとの回答があった。

文書オ 相談書については非公開決定をしたものが存在する。しかし、それ以外の要求等を記載した書面は受け取っていないため存在しない。
- 2 名刺には、団体名、役職、氏名、住所、電話番号、URL、FAX 番号、メールアドレスが記載されており、これらは個人を識別することが可能である。条例第8条第1項但書の規定により、非公開部分を除いた部分に明らかに有意情報が記録されていないと認めため非公開とした。
- 3 相談書には、氏名、相談内容が記載されている。個人の心情に深く関わる情報も混在しており、公開することにより、個人の人格権が侵害される可能性がある。
- 4 要望等記録兼報告書の所属を明らかにすることにより、その他の公開された文書、公開請求書の記載及び職員録その他容易に入手可能な情報を照合すると、個人の識別が可能である。役職から、場合によっては、個人を識別することが可能である。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書は、職員課が作成した要望等記録兼報告書、要望者の名刺、要望者が持参した相談書の3点である。

要望等記録兼報告書は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(以下「コンプライアンス条例」という。)第9条及び大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(以下「コンプライアンス条例施行規則」という。)第3条に基づき作成された要望等記録兼報告書であり、氏名、住所、電話番号、所属、役職、異動希望先、異動先が条例第7条第1号に該当するとして非公開とされている。名刺、相談書についても同様に条例第7条第1号に該当するとして非公開とされている。

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

また、条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を個人に関する情報から除くと規定している。

審査請求人は、所属、役職、異動希望先など、本来公開すべき情報が非公開となっているために公開するよう主張する。一方で実施機関は、非公開部分が条例第7条第1号に該当すると主張しているため、本件非公開情報の条例第7条第1号本文及び条例第7条第1号ただし書ウの該当性について検討する。

また、審査請求人は、対象公文書は要望等記録兼報告書、名刺、相談書の3点であるとの決定だが、それ以外にも多数公文書が存在すると主張するため、本件処分では実施機関が対象公文書として特定しなかった他の公文書についても調査する。

2 要望等記録兼報告書について

要望者欄、要望等の内容・要望者に対する回答内容欄及び対応方針欄にかかる氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

要望者欄、要望等の内容・要望者に対する回答内容欄及び対応方針欄に係る大津市職員の所属、役職、異動先については、公務員である当該大津市職員の要望活動は、要望内容が当該大津市職員の個人的な勤務条件に関わる要望であるため、公務員の職務遂行の内容に係る情報にはあらず、条例第7条第1号ただし書ウに該当するとは認められない。また異動先については、毎年度作成され公開されている職員録の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものと認められるので、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができることとなる。しかし要望者の異動希望先については、職員録の情報との照合によっても、特定の個人を識別することは困難であるから公開すべきと判断する。

要望者欄の大津市職員以外の者の肩書きについて、当審査会においては、本件において審理の対象とした要望等記録兼報告書につき、別の審査請求事案についての答申(当審査会の答申第24号 平成26年11月19日)において要望者欄の大津市職員以外の者の肩書きについては、本人が当該団体等の業務として要望活動を行っているとは認められないことから、法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる」とし、非公開を妥当と判断したところである。しかし、当時は提示されなかった資料を審査した現時点で、この肩書きおよび肩書きの一部として記載された団体名から特定の個人が識別できるといえるか再考してみたところ、本件要望等記録兼報告書の要望者欄に記載のある大津市職員以外の者の肩書きの一部として記載された団体については、その団体名、団体の住所及び電話番号を公開したからといって容易に個人を識別することができるわけではない。したがって、肩書の一部として記載されている団体名、団体の住所及び電話番号については公開すべきであり、この限りにおいて上記答申の判断を変更する。

要望者欄の天津市職員以外の者の住所、電話番号について、後述のとおり、要望者欄の左から3番目に記載された者の住所及び電話番号は、団体に関する情報であって、個人に関する情報ではない。したがって、条例第7条第1号本文に該当すると認めべき事情は存しないため公開すべきである。

要望者欄の左から4番目に記載された者の住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

要望者欄の左から4番目に記載された者の所属する団体名のうち、上から2番目に記載されたものについては、当審査会の調査の結果、一人又はごく少数で構成される団体であることが推認される。したがって、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

3 名刺について

審査請求人は、名刺を入手した経緯を説明した報告書に添付される形で保存されているはずであり、報告書を公開した上で、個人情報に黒塗りして部分公開とすれば足りると主張するため、実施機関に保存状態について確認したところ、名刺のみが保管されていた。

名刺は横書きの名刺と縦書きの名刺の2枚存在する。横書きの名刺には、所属団体名、肩書き、氏名、携帯電話番号、住所、電話番号、FAX 番号、URL、メールアドレスが記載されている。肩書き、氏名、携帯電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。しかし、所属団体名、URL については、公開したからといってただちに個人を識別することができるわけではない。したがって、条例第7条第1号本文に該当すると認めべき事情は存しないため公開すべきである。また、当審査会が URL を検索したところ、名刺に記載された URL は団体のホームページの URL であった。横書きの名刺に記載された住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスについては、いずれも当該ホームページに団体のものとして記載されていることが確認できた。よって、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスは個人に関する情報ではなく、団体に関する情報である。したがって、条例第7条第1号本文に該当すると認めべき事情は存しないため公開すべきである。

縦書きの名刺には、所属団体名、肩書き、氏名、住所、電話番号が記載されている。肩書き、氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。しかし、所属団体名のうち、右に記載された団体名については、公開したからといってただちに個人を識別することができるわけではない。したがって、条例第7条第1号本文に該当すると認めべき事情は存しないため公開すべきである。

4 相談書について

相談書に記載された氏名、所属、役職、続柄、出身地、警察署の管轄、告訴の日付については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

なお、相談書に記載された加害者及び被害者はともに天津市職員であり、それぞれの所属、役職が記載されているが、加害及び被害については、私生活での問題であり、公務員の職務遂

行の内容に係る情報にはあらず、条例第7条第1号ただし書ウに該当するとは認められない。

また、当審査会が本件公文書を審査したところ、実施機関が非公開とした「相談書」の記載の中には、個人の心情に係る部分と一般的な相談とが混在していることが認められる。心情が表出している部分及び心情と密接に関連する相談については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号本文に該当すると認められるため、実施機関の判断どおりとする。しかし、一般的な相談については条例第7条第1号本文に該当すると認めるべき事情は存しないため公開すべきである。

5 審査請求人が存在すると主張するその他の文書について

実施機関は、公文書②に対応する公文書として「要望等記録兼報告書、名刺、相談書」を特定したが、審査請求人は他にも多数存在すると主張するため、審査請求人が存在すると主張する文書ア～オについて、当審査会で調査した。

文書アについては、弁明書及び事情聴取において実施機関は録音をしていないため不存在であると主張していたところ、第2回照会に対する回答において、当日に職員課職員において録音していた事実を認めたものの、文書イ又は文書エの作成後、消去したと説明している。現在もなお記録状態にあることをうかがわせる事情を確認することはできなかった。したがって、本件処分時点では、文書アは存在しなかったものと認定せざるを得ない。

文書イについては、審査請求人が大津市を被告とする国家賠償請求事件(大津地裁平成30年(ワ)第〇〇号)において裁判所に書証として提出したことを当審査会が職権で探知し、当審査会の求めに応じて実施機関が当該文書を提出したことから、当審査会で存在を確認した。実施機関は、弁明書において当該文書を保有していないとは説明しつつも、作成したか否かについては明らかにしていなかったところ、第1回照会に対する回答において、文書を作成した事実を正式に認めている。したがって、当審査会においては当該文書が文書イであると認定する。しかし、第1回照会及び第2回照会に対する回答によると、文書イについては補助資料であるとの認識のもと、要望等記録兼報告書を作成した後に廃棄しており(廃棄時期不明)、現在は保有していないと説明している。現在もなお保有していることをうかがわせる事情を確認することはできなかった。したがって、本件処分時点では、文書イは存在しなかったものと認定せざるを得ない。

文書ウについては、事情聴取において、実施機関は作成していないため不存在であると主張し、さらに第1回目の照会に対しても同趣旨の回答があった。当審査会では、実施機関が当該文書を作成し、保有していることをうかがわせる事情を確認することができなかったため、当該文書が存在しないと認定せざるを得ない。

文書エについては、文書イと同様に審査請求人が裁判所に書証として提出したことを当審査会が職権で探知し、審査会の求めに応じて実施機関が当該文書を提出したことから、当審査会で存在を確認した。実施機関は、弁明書において当該文書を保有していないとは説明しつつも、作成したか否かについては明らかにしていなかったところ、第1回照会に対する回答において、文書を作成した事実を正式に認めている。したがって、当審査会においては当該文書が文書エであると認定する。しかし、第1回照会及び第2回照会に対する回答によると、文書エについては補助資料であるとの認識のもと、要望等記録兼報告書を作成した後に廃棄しており(廃棄時期不

明)、現在は保有していないと説明している。現在もなお保有していることをうかがわせる事情を確認することはできなかった。したがって、本件処分時点では、文書エは存在しなかったものと認定せざるを得ない。

文書オについて、事情聴取において、実施機関は取得していないため不存在であると主張し、さらに第1回照会に対しても同趣旨の回答があった。当審査会では、実施機関が当該文書を取得し、保有していることをうかがわせる事情を確認することができなかったため、当該文書が存在しないと認定せざるを得ない。

6 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の意見

本件処分に関しては、実施機関における公文書管理及び文書の不存在について審査会の意見を付す。

1 文書イ及び文書エの管理について

当審査会は、天津市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第2条第1項に基づいて公文書の公開請求をした者が自らにされた不服のある処分についてした審査請求につき審査庁の諮問を受け、当該処分の適否を調査審議するところを任務とする審査機関であるとともに、審査会条例第2条第2項に基づいて、情報公開に係る制度の運営及び改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることを任務とする意見申述機関である。

このような当審査会の性格に照らすと、審査請求に係る調査審議は、当該処分が条例各条項に適合しているかといった観点からだけでなく、情報公開の基礎となる公文書の管理の適正さが確保されているかといった観点からも行われる。したがって、公文書の存否が争点とされている審査請求については、実施機関が現に当該公文書を保有しているか否かという事実関係だけでなく、当該公文書の作成又は取得の有無、管理状態、廃棄の有無等の事実関係を明らかにすることもまた当審査会の調査審議の目的である。

文書アは、いわゆるセクハラ事案の当事者である職員を巻き込んで生じた庁内の混乱事象に臨場した担当職員が当該事象の一部始終を記録したものである。文書イ及び文書エは、その顛末を上司に対して報告したものである。文書イ及び文書エについては、審査請求人の公開請求により部分公開した要望等記録兼報告書には尽くすことのできない事情が記載されているところ、この事象を踏まえてそこにおいて職員及びその関係者からなされた要望等を不当要求として記載し、かつ、上記事案が市をも当事者又は関係人とする訴訟等に展開することが当時において予見できたことに照らせば、文書イ及び文書エが証拠として有する価値は高く、天津市文書取扱規程第34条^{*1}に定める手続に準じて管理されるべきであったと思料する。

したがって、文書イ及び文書エは、天津市文書取扱規程 別表 文書保存期間標準表 ^{*2} 「陳情、請願、要望、上申、訴願等に関する文書」の部、「10年」の欄（保存期間10年）に相当し、要望等記録兼報告書に関連する文書として同文書と同様に保存期間を10年として管理をすべきであった。とりわけ、上記混乱事象において行われた要望等に際して市の担当職員に手交された名刺及び相談書については、本件処分時においてなおも保有していることに照

らせば、文書イ及び文書エを廃棄したことに合理性は乏しいものと思料される。

にもかかわらず、時期不明で文書イ及び文書エを廃棄したことは遺憾であり、文書管理事務の改善を望むべく、意見を付すものである。

*¹ 大津市文書取扱規程第34条

完結した文書は、次の各号に掲げるところにより、主管課等において整理し、編集しなければならない。

- (1) 文書管理システムに、完結日、保存期間及び当該文書を綴るフラットファイル等に係るその管理のための番号(第4号に規定するもの)を入力すること。
- (2) 文書分類表に従い、会計年度(暦年ごとに整理することが適当な文書にあっては、年)ごとに整理し、かつ、完結の月日順とすること。
- (3) フラットファイルに綴ること。ただし、フラットファイルの使用が適さない文書にあっては、他のファイルに綴るか、厚紙の表紙及び背表紙を付けて綴ること。
- (4) 文書を綴るフラットファイル等は、あらかじめ、文書管理システムに、年度、分類番号、文書名、保存期間、主管課名その他必要な事項を入力し、その管理のための番号を得たうえ、所定の用紙を出力して、表紙及び背表紙に貼りつけておくこと。
- (5) フラットファイルを使用する場合は、共通文書は桃色、個別文書にあっては分類ごとに異なった色のものを使用すること。
- (6) 前4号により編集する簿冊の厚さは、7センチメートルを限度とし、紙数の少ないものは、2年度以上の分を合わせて編集することができる。
- (7) 分冊を必要とするものは、全冊数及び順番号を文書管理システムに入力すること。
- (8) 事案が2以上の分類又は種類に関連する文書は、最も関係の深いものに編集すること。
- (9) 相互に密接な関係があり、2以上の保存期間の異なる文書を綴る場合は、最長の保存期間とすること。

2 整理、編集した文書は、文書の整理及び保存を所管する所属(以下「文書管理所管課」という。)へ引継ぐまでの間、主管課等において適正に保管しなければならない。

*² 大津市文書取扱規程 別表 文書保存期間標準表

項目		保存期間					
		永年	10年	5年	3年	1年	備考
条例、規則その他 例規の制定改廃 に関する文書	法規担当課	○					
	各課	○					
市議会に関する 文書	議会担当課	重要なもの (議決謄本など)	○	軽易なもの			
	各課		重要なもの	○	軽易なもの		
市の沿革、区域に 関する文書	各課	○					
陳情、請願、要望、 上申、訴願等に関 する文書	各課	特に重要なもの	重要なもの	○			

2 文書の不存在を理由とする非公開決定の理由付記について

公文書の存否が争点とされている審査請求については、実施機関が現に当該公文書を保有しているか否かという事実関係だけでなく、当該公文書の作成又は取得の有無、管理状態、廃棄の有無等の事実関係を明らかにすることもまた当審査会の調査審議の目的であることは上記1のとおりである。ところで、審査会条例第8条第4項に基づいて行った調査（事情聴取）において実施機関は、当初、文書ア、文書イ及び文書エを作成した事実を明らかにしなかったところ、上記「第6 5」で指摘したとおり、審査請求人が提訴した上記国家賠償請求事件において裁判所に書証として提出したことを審査会が職権により探知し、これを契機として行った第1回照会に対する回答、さらには、第2回照会に対する回答においてこれらの文書を作成したことを正式に認めたものである。

しかし、当審査会の調査審議の目的に照らすと、上記の実施機関の対応は、当該文書の作成を前提としてその存在を主張する請求人の主張の当否を検討する当審査会の審理を徒に遅延させることになったことは否めず、遺憾とするところである。

したがって、不存在を理由として公文書を非公開とする旨を決定する場合には、理由において当該公文書を作成し又は取得したか否かを明らかにするとともに、作成又は取得し、保有に至ったときはそれを廃棄した時期及び理由を明らかにすべきであると思料し、その旨意見を付すものである。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月 5日	諮問書の受理
平成30年 1月19日	審査請求の概要説明
平成30年 2月19日	実施機関への事情聴取 審査請求人より意見陳述
平成30年 3月29日	審議
平成30年 4月19日	審議
平成30年 5月24日	実施機関への事情聴取
平成30年 6月21日	審議
平成30年 7月19日	審議
平成30年 8月29日	審議
平成30年 9月27日	審議
平成30年11月 8日	審議
平成30年11月22日	審議
平成31年 2月14日	審議
平成31年 3月13日	審議
平成31年 4月19日	審議
令和元年 5月31日	審議
令和元年 6月28日	答申

別表

当審査会が非公開妥当であると判断した部分
3の全て
4のうち、1行目の6文字目から10文字目まで及び2行目の5文字目以降の部分
6のうち、3行目の12文字目以降の部分

※文字数の数え方について、句読点も1文字と数える。